

## セーフティネット保証 4号の規定による認定申請について

＝手続きについて＝

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日（土日、祝日除く）に交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

＝認定要件＝

- ①指定地域において**1年間以上継続**して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

《提出書類》

提出書類		備考・注意事項
【法人・個人共通】	①認定申請書（片面1枚）	
	②添付書類（片面2枚）	
	③申請書及び添付書類に記載した金額の根拠資料	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しや月別の売上がわかるものなど。
	④許認可書の写し	許認可業種の場合は添付。
	⑤委任状	金融機関を代理人とする場合は添付。
【法人】	①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	発行から3か月以内のものに限る。 電子申請も可。
	②決算書（前年度分）の写し	税務署の受付印あるもの（当該3か月が期をまたぐ場合、ひとつ前の期も必要） 電子申告も可（受信通知の添付が必要です。）
【個人】	①確定申告書（前年度分）の写し	税務署の受付印あるもの（当該3か月が期をまたぐ場合、ひとつ前の期も必要。） 電子申告も可（受信通知の添付が必要です。）
	②本人の現在住所のわかるもの	運転免許証・健康保険証など。 ※事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。